

Title	国際連盟脱退の由来
Sub Title	The reasons for Japan' s Withdrawal from the League of Nations
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.10 (1967. 10) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671015-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際連盟脱退の由来

内 山 正 熊

一 は し が き

我が国の国際連盟脱退（一九三三年三月二七日）は、すでに三十数年の過去のことになった。今日国連脱退など思いもよらぬ日本の現在にひき較べて、満州事変勃発以来僅か一年半余りで、敢然連盟から脱退してしまつた当時の熱狂的空氣は、今では想像もつかないところであろう。軍国主義全盛時代とはいえ、何が一体連盟脱退というような重大決定をかくも早急にしてしまつたのであろうか。それについては、簡単に右翼軍部の圧力の故に歸してしまふことが出来ない事情が伏在しているのである。

国際連盟の創立以来の原加盟国として、また常任理事国として重きを占めて来た日本が、一三年にわたつて忠実な協力者として築きあげて来た国際信用を犠牲にしてまで連盟と正面衝突して脱退したのは、勿論満州事変の当然の帰結であるにせよ、そこには国内的事情と共に、対外的事情があるのを見逃すことが出来ない。いうまでもなく、日本の連盟脱退の第一原

因として、当時の軍部すなわち日本ともいわるべき軍国主義日本の国内的背景と共に、第二原因として、その国内事情がいかに対外的に反映し、それがいかなる形ではね返つて来たかの対外的契機を追求する必要がある。この国内的つきあげを背後にして、軍部圧力下の外務当局が連盟に対していかなる態度をとり、その結果連盟がいかなる反応を呈したかについて検討するならば、脱退促進の事情が判明すると思われる。日本政府の無定見な方針の下に行動せざるを得なかつた連盟駐在日本代表が、連盟の桧舞台で被告席に立たされた形で列国から問責され、指弾痛撃され、世界の公敵として非難されたこと¹⁾に対する反動として、現地よりもむしろ国内で連盟反抗気運が昂じ、それがまた連盟との対立を著しくし、連盟脱退一途に向かわせたのである。

とりわけ、連盟脱退といへば直ちに連想される、松岡全権以下の日本代表団が四二対一の裁決を受けて連盟総会から退場して行く劇的場面は、いわば氷山の一角であるにすぎず、事ここに至るまでの秘められた過程が実は問題であるのである。軍部圧力下に打出される外務本省の訓令制約下に苦勞しながら、他方被侵略国たる中国を支持する世界世論を相手とした孤立無援の日本代表部の悪戦苦闘²⁾は、日本外交史上最大級の功勞の一つにあげらるべきであるが、当時の連盟における日本代表部は、外務省第一線で固めた優秀な陣容であつたけれども、列国代表を相手にして日本の主張を擁護することは至難のことであつた。元来、奉天事件は関東軍の陰謀の結果起されたものであるから、侵略者としての日本は、初めから攻撃非難される立場にあり、中国によつて連盟に提訴された被告として形勢頗る不利であつたのはいうまでもない。實際、事実問題では中国に太刀打出出来なかつたのであつて、中国側が豊富な資料に基いて相次ぎ我方をせめ立てて来るのに、日本代表部の方は資料一向に整わず、抗弁に窮する苦境にあつたのである。³⁾のみならず、日本政府の不拡大主義に拘らず、事實はこれを裏切つて益々拡大するばかりであつたから、日本に対する非難は高まる一方であつた。このような状況下に日本の立場を主張しなければならなかつた代表部の困難は、想像に余るものがあつたといえよう。

ここに注意すべきことは、奉天事件の真相は、我々日本国民には知らされることなく、満鉄爆破は中国兵の仕業ということになつていたのであるが、中国側は時を移さず日本軍の謀略であることを挙証した⁽⁴⁾ので、連盟においては、かかる黒を白とする云分が通用しなかつたということである。それ故に、日本が「説明すればする程疑念を深め」たのであつた。このよ
うな状態を考慮におくならば、リットン報告書採決をめぐつて日本が四二対一の惨敗を喫したために、日本が自ら席を蹴つて脱退したということは、皮相の見解であることが知られるであらう。実は連盟において村八分にされた日本は、連盟から追立てられこそしなかつたにせよ、連盟国の殆んど全部から世界の公敵として非難されたために、いたたまれなくなつて連盟から出るのを余儀なくされたのである。したがつて松岡全権掉尾の活躍場面は、単なるエピソードにすぎず、むしろ日本脱退の運命が定められたのは、事変勃発の僅か一月後の一〇月一日の連盟理事会で、即時撤兵を要求する決議に際して、一三対一の結果を見たときであつたといえる。時の芳沢代表が、昭和八年総会における四二対一の決議については、我が国がすでに脱退を決議した後のことであつたから、我が代表部としてはそれ程の苦勞ではなかつた云々と述べている⁽⁵⁾ことは、失当ではない。要するに、一三対一の裁決によつて、すでに日本は連盟の中で鉄槌を加えられたのであつて、これを機にして我が国が脱退を考えずには居られない羽目になつたのである。したがつて、日本が進んで連盟に矢を放つたというよりも、自ら脱退の墓穴を掘つたといふべきである。

この連盟脱退への傾斜は、なだれの如きものであつて、これを阻むことは出来なかつたにせよ、それを促した要因として、この重大時機に外交の貢桿を握つた外務省幹部の責任は無視できない。軍国主義下の日本にあつても、脱退に対する抵抗は意外によかつた。西園寺公を中心とする重臣グループはもとより、斎藤首相も脱退に反対であつた⁽⁶⁾。事変勃発当時の若槻内閣の幣原外相はいうまでもなく、これに次ぐ犬養内閣の芳沢外相も脱退反対であつた⁽⁷⁾。しかも、日本を敵視する世界世論を前に応戦しなければならなかつた連盟在勤の日本外交官の苦心とは反対に、連盟脱退の道ならしをしたのは、軍部と同調

した外務省首脳部であつたのである。脱退當時の外務大臣がかの焦土外交の主唱者として、リットン調査團長に対して、唯一の解決策は滿州國を承認するにありと答えて、連盟の立場を真向から否認してかかつていたことも看過すべきではない。また幣原、芳沢外相當時から、すでに事実上外交方針は谷アジア局長、白鳥情報部長が軍部と協議決定していたという下剋上の事情もある。¹⁰⁾ リットン報告についても、同報告が日本に対し理解を示した提案を含み必ずしも日本に全面的不利なものとはいへなかつたのに拘らず、白鳥部長は日本としては到底受け容れ難いものだという印象を与えるようにリポートの邦訳内容に手を加え、その調子を変えた上で発表し、國民の連盟反対熱を煽つたのである。¹¹⁾ 更に、松岡全權その人が、連盟脱退に導くようにマスコミに働きかけ、最終段階に入つては、「連盟脱退のほか途なし」という重大意見具申を敢て行なつて、国内に対して脱退に決定的契機を与えたことは重大であつた。連盟代表部には、脱退を決定するのは、現地の判断のみによるべきでなく、国内政局、軍部の動向、滿州の現状などを綜合的に考量してからのことであつて、連盟代表部が脱退を示唆勧告するような申進を行うべきでないという意見もあつたのである。¹²⁾

本稿においては、この連盟脱退が叫ばれるようになった過程を、主に在外使臣の信書を通じて見ることを意図とする。すなわち、外務省関係から出た連盟脱退論を客観的資料に基いてとりあげるものである。この脱退論を検討してみると、二つの種類、すなわち積極的に脱退を可とするものと、消極的にやむをえず脱退を唱えるものとに分けることが出来ると思はれる。積極的な脱退論が省内でもいわゆる革新的官僚によつて提唱されたのはいうまでもないところである。しかし、この積極論は外務省が伝統的に國際連盟重視の立場をとつていたことから、少数論で、脱退論の多くは消極論であつたのは明らかである。したがつて、ここにおいては、後者の消極的脱退論に重きがおかれるであらう。

二 最初の確執問題

いうまでもなく、満州事変勃発と共に、日本は激しい国際的非難を浴びることになったが、それにも拘らず、初期段階では従来日本が連盟の有力国として国際紛争の調停役になつた実績と、幣原外務大臣の国際的信用とが未だものをいつて居つて、列国間には日本に対する微妙な配慮があり、英国を中心とする大国が幣原外相の不拡大方針を信頼して、小国側の干渉策を抑えたという事態もあつたのである。いわば、軍部に対抗する外務省の立場を援護して、日本の自由主義勢力に対する信頼と考慮から、日本の要望する日支直接交渉に理解を示したのである。殊に、九月二四日の帝国政府声明文は、日本軍がその行動を居留民の安全、鉄道の保護並に軍隊の安全確保に限局し、且つ日本軍隊は事態の改善に伴い最大限度まで鉄道附屬地に復帰せしめることを明らかにしたので、これは險悪であつた理事会の空気を緩和するのに役立ち、理事国の日本に対する態度は好転の兆を見せたのである。⁽¹⁴⁾

しかしながら、九月下旬一旦好転した連盟の対日空気は、一〇月八日の錦州攻撃によつて俄然悪化し、一四日開かれる予定の理事会は繰上げて一三日に開かれることになつた。この理事会劈頭の課題は、当時事実上日本に対し圧力を及ぼしうる唯一の大国である米國をオブザーバーとして連盟に引き入れようとするのであつた。議長ブリアンの提議に対して、日本代表は強硬な反対を表明した。日本が反対した根拠は法律的疑義にあり、連盟外の國を理事会に参加させることは連盟の憲法に反するということであつた。⁽¹⁵⁾日本代表は、この問題について法律委員会を設くべきを主張した。芳沢・ブリアン会談においても、芳沢全権は第三者の介入を強く拒否し、もし理事会に米國を参加させることになれば、日本に一種の威嚇を加えることになるとして遺憾の意を表明したのであるが、しかし英仏は米國との協力を得るのに急であつて、日本の希望を容れなかつた。

一〇月一五日の理事会において、英仏全権は日本全権に対し問責する状況を呈した。芳沢全権は議長からの質問事項に対して事実問題とはかく、法律問題には全く確答出来ず沈黙するばかりであつた。かかる事態になつては通訳をつける必要

ありと認められ、仏語に堪能なる事務官を通訳として芳沢全権につけたが、通訳自身もよく答える能わず、たまり兼ねて連盟側の杉村公使が延期をいい出して来た程であつた。しかし漸く伊藤述史事務局次長が応答して一時を糊塗したのであつた。午後四時から七時間にわたる論議の末に採決が行われ、一三対一で米国の招請は決定し、我が主張は敗れた。この頃、この余りにも緊迫した対日空気の反動として、連盟脱退がはじめて論ぜられるようになったのは故なしとしない。⁽¹⁶⁾ 実際、連盟における論戦の場合で最も緊張したのは、この一三対一の採決のときであつた。結局、米国招請問題は、手続問題であるという英仏の主張が通り、一〇月一六日よりジュネーブ駐在の米国領事ギルバートの出席を見るに至つた。臨時理事会はまた不戦条約に関連して、日中兩國に対し警告する意図を以て次回理事会の会合前に日本軍の撤退を命ずることを骨子とする決議案を出し、ここでも日本修正案は否決されて本案が通ることになつたのである。

ここにおいて、我が国は連盟に対する強い反撥を示すに至り、事変勃発後僅か一カ月にして、連盟脱退の考えが浮び上つていゝのを見出すのである。⁽¹⁷⁾ しかし、連盟に対する對抗的態度が強まるにつれ、その余りにも強硬な高姿勢を憂慮した日本代表部は、「帝國政府ニ於テ今日迄御来示相成タル御方針ヲ堅持セラル、モノトセハ今後ニ於ケル連盟トノ協調ノ困難ハ益々其度ヲ高ムヘキハ想像ニ難カラサル次第⁽¹⁸⁾」である旨の意見を具申したのであるが、本省はこれにかかりなく、折返し「連盟理事会対策ノ件」という回訓において、この米国招請措置に対する国民の一般の憤慨を強調している。⁽¹⁹⁾ そこには、軍部に対するジュスチュアが見られ、この対外硬の外務当局の姿勢は、国内安定のため必要であつたことが窺取されるのである。実際、この連盟に対する国民的憤激の盛り上りについて、偶々帰朝した連盟代表佐藤尚武大使は、連盟には一片の知識ももたない一般国民が「非難ゴウゴウ」たる反対熱に浮かされて脱退を叫ぶに至つたことを問題視されているが、⁽²⁰⁾ 軍部迎合の気運から当局が、事變の真相に無智な国民に連盟許すべからずという空気を煽つたことによることは見逃せない。

この連盟に対する国民的憤激の高まりは、ジュネーブにおける連盟理事会で日本代表が愈々苦境に追いつめられて行くの

と対応しているのである。一三対一の敗北を喫して後の日本は、依然として孤立無援の地位に立ち、連盟の対日空気は陰悪化するのみであつた。この状態は某国理事が、「過去一二年間ノ經驗ニオイテ理事会ノ全部ガアル一国ニ対シカクマデ強キ反感ヲ有セシコトハ未タ曾テ見サリシ処ナリトモラシ」⁽²¹⁾たことによつて窺われるであらう。しかもそれは自ら蒔いた種の結果であつて、錦州爆撃の反響は異常に大きかつたのである。不拡大方針の訓令に基いて対策に腐心する日本代表部の苦勞は、想像に余りあつた。それは一〇月一五日到着の芳沢代表からの電文の中に「全ク弁解ノ方法ナク、本使カ滿州事件ノ当初ヨリ帝國政府ノ方針トシテ屢々理事会其他ニ於テ公言セル所ヲ全ク覆ス次第ナリ。強弁ニモ自ラ程度アルヘク、比例ノトレサル自衛論ノ如キハ到底第三者ノ容認セサル処タルハ明白ニシテ、錦州襲撃ノミニテモ之カ為空氣ノ悪化セルコト想像ニ余リアル次第ナルニ、更ニ溝幫子、打虎山襲撃ニシテ事實ナルノミナラス錦州方面ヘノ出動説ニシテ虚報ナラストセハ帝國理事ハ此上理事会ニ出席シ難キコトナルヘシ」という苦衷の表現があることに露呈されている。

このように、日本代表が連盟に出席し難くなる位憎悪不信の目を以て見られるに至るならば、かかる立場に追いやられた日本代表団の中に連盟脱退を考慮せざるをえなくなつた心境も察せられるのである。この意味では、連盟脱退論は、国内において軍部独走に同調した積極的脱退論が生れたのとは異つて、本省の前言を裏切る無定見、方針動搖に対する抗議の意味も含めて、脱退がやむをえないという意味の消極的脱退論であるといふべきである。それを示すものは、次の佐藤大使よりの意見申進である。

「日支紛争ニ対シ全然連盟ヲ介入セシメントスル最強硬論ヨリスレハ、第一案ト雖モ不満足ナルハ論ナキモ、連盟存在一二年後ノ今日猶カクノ如キ絶對論ヲ主張スヘキヤ本使ハ断シテ然ラスト言フニ躊躇セス若シ連盟ノ介入ニ絶對反對ナラハ直チニ連盟ヲ脱退スル外ナク、而シテ此ノ場合如何ニ日本側ノ主張ニ道理アルニセヨ非ハ凡テ我ニ於テ負フコト、ナリ滿州ニ対スル我正当ナル要求モ世論ノ容ル、処トナラサルヘシ之ニ反シ何処マテモ連盟國トシテ存続スヘキモノナラハ規約ノ範圍内ニ於テ事ヲ処理スルノ外ナク、而シテ本使ハ今回ノ跡仕末モ規約内ニテ充分日本ノ利益ヲ擁護スルヲ得ト信スルモノナリ事務総長ノ言ニヨレハ今回ノ日支紛争ハ単ニ兩國間ノ係争

問題ニ非スシテ連盟ノ死活問題ナリト云フヘク右ハ寔ニ其ノ通りニシテ滿州ニ関シ連盟カ平和維持上何等貢獻ヲナシ得サルトセハ欧州問題ニ於テモ連盟ノ信望地ニ墜チ存在理由ヲ失フヘク、又連盟ノ下ニアリテノ軍縮問題ノ如キモ何レカ雲散シ形骸ヲ止メサルニ至ルヘク而シテ連盟ノ消滅ニ對シ日本ハ唯一ノ責任者トシテ目サル、カ如キ破目ニ陥ルハ本邦トシテハ絶対避ケサルヘカラサルヤ論ナシ⁽²²⁾かかる形の本省に對する沈痛な報告は枚挙に暇ないが、一月に入り戦火がチチハルに及ぶに至つて、一層深刻さを増し、左記の如き芳沢理事の電文が發せられるのである。

「愈々チ、ハル迄出兵ヲ見ルカ如キコトアランカ右ハ単ニ頃日来連盟側其他ニ對シ發シ来レル説明ヲ裏切ルモノトシテ頗ル不愉快ナル世評ヲ招クノミナラス理事会ニ於テ到底弁明シ得ス從テ帝國代表トシテ出席シ得ルモノニ非ス……右ハ一般ニ對シ非常ナル衝動ヲ与ヘ幾分ニテモ本邦ノ主張ニ同情ヲ示セル一部分ノ者スラ終ニ本邦ニ離反シ帝國ハ全世界ヨリ見放サレ憂ヲ百年後ニ胎スコトアルヘシ」⁽²³⁾

これと同様な意見具申は、当時ウィーンより連盟に加勢して来た有田公使によつてなされているが、それは日本軍の北滿進出に對して痛憤おく能わず、任地へ帰るといふ仕末であつたのである。いまそれを抜萃するならば、「……嫩江派兵ヨリチチハル進兵ニ至ル最近ノ發展ヲ目撃シテハ事ノ余リニ無暴ナルニ啞然タラサルヲ得ス斯ノ如キ狀況ノ下ニ於テハ芳沢理事ノ如キ如何ニ理事会ニ於テ奮闘セラル、モ何等効果ナカルヘキハ本官ノ確信シテ疑ハサル所ナリ本官亦カクノ如キ狀況下ニ当地ニ止マルモ國家ノ為寸益ナカルヘキニ付寧ロウィーンニ帰任」⁽²⁴⁾するといふものであつた。

特に注目に値するのは、連盟第一線にあつて奮闘中の日本代表三大使が次の如き異例の「チチハル撤兵方稟申」なる急電を本省に送つてゐることである。

「冒頭貴殿來示ノ如クチ、ハルニ於ケル政權問題ノ為同地撤収遲延セシメラル、カ如キコトアランカ単ニ本使等ノ立場全然滅却セラ
ル、ノミナラス帝國政府ノ對外信用地ニ墜チンコトヲ惧ル依テ前記在米大使宛御垂示ノ方針ニ基キ一日モ速ニ撤兵開始断行ノ運ビニ至
ランコト切望ニ堪ヘス」⁽²⁵⁾

右は日本国内の軍部専横の状況を知らないため、軍に對する制肘を要望したものととしても、それが当時統帥権の下に一蹴

されること明らかであつたに拘らず、敢て日本の対外信用のため切望した事情は酌量さるべきであらう。

なお、外務省関係で最も早く連盟脱退の議を正式に表明しているのは、奉天事件から丁度一月目重光駐支公使の「連盟脱退通告方具申の件」なる来電である。それは現に中国にあつて軍部行動の實際を身近かに知るだけに、連盟代表部の意見とは色合を異にし、満州問題について連盟理事会其他第三者の介入を絶対に排除することもやむをえずとして、「就テハ連盟規約ノ根本解釈ニ対スル疑義ノ如キ一國ノ条約締結主權ニ關係スル好題目ヲ捉ヘタル機会ニ於テ連盟脱退ヲ予告スルノ重大ナル決意ヲナスノ秋カト思ハル²⁶⁾」という意見を開陳している。

かかる情勢の下に、一月一日開催の満州事件に関する第三回理事会においては、日本の断固たる反対にかんがみ、連盟の権威と面子とを立てる方法として案出された日本提案たる支那調査委員派遣に関する決議案が出されたのである。これは当初連盟側の介入を極力阻止しようとした我が方の方針変更を示すものであつた。かかる新方針は、奉天の林総領事から「連盟調査員派遣懲憑ノ件」なる来電²⁷⁾があり、しかもそれを関東軍が賛成しているといふのであつたから、それが急速にとりすめられたのである。この調査員派遣については反対も強かつたが、すでに在伊吉田茂大使などより、従来の態度を続ける²⁸⁾と連盟の干与を忌避する疑を深くするだけであるから、今後我より「進ンデ支那政情調査委員ノ派遣ヲ勵奨セラレテハ如何カト存ス」という意見が出ていたのである。それは「全支那問題ノ解決ニ連盟ノ干与ヲ許ス度量ナクシテ徹底セル対支政策ノ遂行ハ期シ難²⁸⁾」という議論であつた。幸いにして、日本提案もとりあげられ、一月一日の最終会合でこの決議案が可決され、連盟も日本も双方とも面目が立つことになつたのである。

調査団の派遣が決定したことは、日本の要求が容れられ、日本軍の撤退を主張した中国の要求が容れられなかつたことであるから、日本外交の成功という形になつた。調査団の派遣は、日本が満州を希望通りに処理をする時間的余裕を与えたことになり、連盟は調査団の報告を受けるまで満州問題の討議を打切ることになつた。この限りにおいて、連盟の日本に対す

る妥協が成り立ち、少くとも連盟脱退という処置に出る必要は一応遠のいたわけである。⁽²⁹⁾しかしながらこの調査委員会の成立の結果、半年にわたる実態調査が行われ、その報告書の結論が日本にとつて不本意であつたことから、連盟と正面衝突することに成り、それが直接動機となつて連盟から脱退した意味においては、このリットン委員会の成立が連盟脱退の重大素因となつたのである。

三 上海事変をめぐる対立

奉天事件以後一時収まりかけていた連盟の対日非難は、昭和七年一月戦火が上海まで波及するに至つて、再びまたはげしくなり、今度は大国、小国を問はず、こぞつて我が国を難詰したのである。殊に國際利益の交錯する上海で起つたものであるだけに、かつて満州事変には慎重ある態度を示した英国も、従來の穩健さをなげすめて強硬な態度をとるようになったのである。要するに満州問題までは日本の主張を許すとしても、上海における日本の行動は言語道断であるとして、列國の日本に対する非難はまさに當るべからざるものがあつたのである。⁽³⁰⁾

これに対する我が國の態度は、満蒙については連盟が第一五條を適用することには絶対に承服しないという断固たるものであつて、連盟が満州事変と上海事変とを一括して取扱うことに反対したのである。しかし、連盟側が上海事件に限り第一五條の適用をなすことには静観するというものであつたが、それで連盟の空気が和らぐものではなかつた。それは、佐藤大使自らの筆を以て示すのが適切であろう。

「今一九日午後理事會ノ狀況ハ本使ノ予想セル通り日本ハ全然孤立ノ狀態ニ陥リ支那代表者ノ辛辣ナル攻撃ニ對シテハ我ニ於テモドウヤラ對抗シ得タルモ、最後ニ議長ヨリ明晰ナル言辞ヲ以テ諄々トシテ日本ニ難キヲ忍ンデ最後通牒ノ期間延期ヲ懇請スルニ至リ各國理事相次テ皆之ヲ支持シ日本ハ傍聴席新聞記者席満員ノ理事會ニ於テ完全ニ世界輿論ノ前ニ孤立無援トナレリ此ノ光景ハ夫レニ列席セルモノニ非サレハ恐ラク感得シ得サルヘシ議長ハ日本ノ余リニ悲惨ナル狀態ニ同情シタルモノカ本使ノ強要ヲ容レ最後ニ支那側ニ對シテ

モ衝突ヲ避クヘク全力ヲツクスヘキ旨勸告シタルニヨリ幸幾分カ面目ヲ回復シ得タルモ、我方ニ対スル空氣ノ極端ニ悪化シ居ルコトハ空前ト認メラレタリ⁽³¹⁾(以下略)」

かように、中国側の要請により開かれた臨時総会は、理事会が一四カ国の構成であつたのと異り、その大部分の小国が中国同情者であつた五四カ国を相手とするものであつたから、日本代表の難波は言語に絶するものがあつたのである。日本代表は文字通り国際世論の前に立つて、その非難を一身に浴びたのである。⁽³²⁾ いわば、連盟参加国全員の前で日本は裁きを受ける姿となり、連盟は日中紛争以来はじめて日本一国に対して警告を發したのであつた。

それ故に、この時期になると、従来連盟協力論者であつた日本外交陣の中からも、連盟に対する怨嗟の声を發する者が出て来たのも怪しむに足りないであろう。例えば、在伊吉田大使の如きも強硬論に傾いてるのである。すなわち、「(前略) 連盟カ平和ヲ提唱シナカラ対日經濟断交ヲ暗ニ懲瀆スルカ如キ態度ヲ正面ヨリ論駁シ苟モ帝國ノ利益ト威信ヲ無視セルカ如キ態度ヲ継続スルニ於テハ我自ラ守ルノ道自ラ存ス連盟ノ脱退ハ固ヨリ辞スル処ニ非ストテ此國際的危局ニ直面シ連盟及列國ハ最モ慎重ナル態度ニ出スヘキコトヲ暗示シ事態ヲ認識シテ輕々シク日本ヲ圧迫セントスル結果ニ付十分考慮スヘキヲ直言スヘキナリ⁽³³⁾」という意見を申進しているのである。しかし、現実に脱退することについては勿論慎重であつて、その後、「(前略) 國際相依ノ世界大勢ノ下ニ、即チ貿易立國ノ我國トシテハ連盟脱退ノ如キ輕々シク断行スヘキニ非ス仮令連盟脱退ノ断行ノ場合アリトスルモ総テノ手段尽キテ後ノコトタルヘキ⁽³⁴⁾(後略)」であるとして、改めてステイムソン米國務長官の斡旋を求めよう示唆しているのである。当時散見される外交官の連盟脱退についての意見は、連盟脱退の場合出て来る重大な不利を慮つて、むしろ連盟の中に留まつて、その中で解決手段を求めの方が賢明であるとしてるのであつて、況んや連盟代表が苦難の余りに脱退の易きにつこうという類のものではないのである。

ここに看過出来ないのは、かつて外務省にあつたキャリア外交官で当時の松岡洋右代議士が右翼的強硬論を發表して、中

國或いは連盟を刺戟し、翌年實現した連盟脱退を予想させるような言動をとつてゐることである。その所説は、日本を極東の盟主で、日本は支那に講和条件を課するため戦争を必要とし、日本の行動は膺懲を目的とする派兵であるといふような軍部ファツシヨの主張と変りない極論を唱へてゐるのである。リットン調査団に対する会見記録においては、連盟脱退にふれ、「(前略)若シ日本ノ真意及立場乃至行動ニシテ到底連盟ニ於テ理解セラレズ何等ノ同情サヘ得ル能ハサル曉ニハ甚タ欲セサル処ナルモ結局ハ連盟ヨリ脱退セサルヲ得サルニ到ランカト真面目ニ考ヘツ、アル有識者多数アリ云々」と述べてゐる。

それは対内向の反響を意としたアジの強硬論であつたのである。このような松岡、重光の見解以外、外務省筋の脱退論は総じて連盟が日本に無理解で要望を容れないならば、結局脱退せざるを得ないといふ消極的なものであつたといえる。

四 満州國承認問題

事件勃発後僅か半歳の混沌たる中に、陸軍による満州獨立工作は進捗して、旧帝溥儀を擁立し、昭和七年三月一日建國式を挙行し、満州國という名称で獨立宣言がなされた。これに対して中国が傀儡政權として抗議したのはいうまでもない。この満州建國宣言は、恰かも連盟からのリットン調査団を迎えたときに當つたために、それは満州に既成事實をつくらんとする企てであるとして、國際的批判を受けることになつたのである。すでに同年一月、米國はスティムソン・ドクトリンを出して、不戰條約に違反して現状を變更した事態を承認しない態度を表明してゐた。

かかる國際的反應を顧慮して、軍部の膳立てによる満州國に対しては、早期承認の声があつても政府はその承認にふみ切ることをしなかつた。列國としては、すでに連盟理事會が調査団を派遣して活動を開始してゐた以上、その使命完了まで満州國承認など出来ないのは當然であつた。もしこのとき、日本が早期承認を敢行すれば、連盟に対し挑戦することになるため、政府としても芳沢外相時代には慎重な靜觀策をとつていたのであり、とりわけ連盟代表部はその反響を深く憂慮してい

たのである。それは、リットン報告の結論を俟たずに承認の挙に出るならば国際世論が沸騰するのみならず、却て不利な報告が出されるのを危惧したからであつた。もしそれを敢てすれば、連盟の態度を硬化させ、場合によつては、「帝国ハ全世界ニ直面シテ争フヘキ破目ニ陥ルヤモ保シ難シ就テハ其際ニ処スヘキ方策乃至連盟脱退ニ関スル利害得失ニ付今日ヨリ真面目ニ考慮ヲ加ヘオクト肝要ト思考」⁽³⁶⁾したのである。

しかるに、この承認問題に対する本省の態度は連盟代表部の意に反して、意外に強硬な方針に転じているのである。それは我国の外交方針に対して干渉的措置がとられるならば、連盟総会から代表を引揚げさせるという趣旨の「連盟総会方針」電訓を送つたのである。⁽³⁷⁾すでに述べた如く、犬養内閣当時の芳沢外相は、満州国の育成に努めながらも、満州国承認は差控えることによつて列国との衝突を避けるという方針であつたが、五・一五事件は国をあげて軍国主義の流に押しやり、外交方針も、陸軍版の満州国承認政策に決してしまふのである。いまや、満州国承認の国際的反應などは無頓着に、着々対満国策は進められ、齋藤内閣の外相に就任した内田康哉は、いわゆる焦土外交の提唱者として国際連盟の干渉に反対し、満州国承認に踏み切らんとするのである。

一方、ジュネーブにある我が代表部は連盟における状態に鑑み、満州国承認の遷延を本省に要請するのである。この点について詳細な献策を試みているのは、「承認時期ニ関スル我代表部意見具申」なる長岡大使の電文である。それはもし承認が執行されるならば連盟精神を蹂躪するものであり、形勢の推移によつては「我ハ連盟脱退ヲ覚悟」しなければならぬといふものであつた。すなわち、「(前略)リットン委員会ハ我方ノ提議ニヨリテ設ケラレ而シテ今將ニ問題ノ核心ニ触レントスル時期ニ達シタルニ拘ラス其報告提出前早キニ及ンテ承認スルニ及ンテハ實質上ソノ進言ノ自由ノ一部ヲ奪フ結果トナリ世界ニ対シ日本ノ行動カ公正ニ非ストノ誤解ヲ抱カシムルコト当然ノコト、思ハル、ニ付テハ右ヲ前提トスル紛糾ノ結果…日本ハヤムナク連盟脱退ヲ敢行スルカ如キ帰結ヲ生セハ日本ニ対スル世界ノ同情モ全然消散スルニ至ルヘキヲ恐ル依テ此

際トモカク「リットン」報告提出後迄承認ヲ差シ控ヘ同委員会ノ顔ヲ立ツルト共ニ我態度ノ公正ナルコトヲ示シオクニ於テハ将来「リットン」報告乃至連盟カ到底我方ノ受諾シ得サル解決策ヲ提議シ来タル場合堂々我方立場ヲ主張シ得万一之カ為連盟脱退迄進ムトスルモ列國ノ我ニ対スル誤解及反感ハ前記ノ場合ニ比シ余程緩和スヘシト思考セラル……(以下略)」⁽³⁸⁾と云うものであつた。このような再三の注進に拘らず、外務省首脳部は軍部國民の要求に屈して承認の方針を進め、九月十五日我が國は滿州國を承認するのである。この点において、日本の連盟脱退に關して、内田外相を中心とする外務省の幹部が積極的責任をもつといわねばならない。内田外相は對外硬の國論に迎合し、閣議においても荒木陸相と同調し、滿州問題の解決は滿州國の承認にありとした軍部の主張を支持した。また七月のリットン卿との會談においても、委員会側の要望をなるべく斥け⁽³⁹⁾、日本は滿州國を正式に承認する意向であることを明らかにした。

このあたりから、我國外交政策は明らかに自主独往、裏返せば國際的孤立の方向に向い、連盟は日本の自由行動を束縛する手枷足枷と見なされ、いわゆる自主外交という独走に速度がかかるのである。連盟に対する基本的態度はもはや脱退に決して居り、それを八月二七日閣議決定の時局處理方針案は明示している⁽⁴⁰⁾。八月八日、滿州國へ特命全權大使として關東軍司令官を兼ねた武藤信義大將が任命せられ、九月一日には日滿議定書が調印されて、ここに日本の滿州國承認の結末はつけられるのである。それは滿州を中國から分離することになり、したがつて中國の領土保全尊重を約した九國條約に違反するのであるから、日本は中國問題をめぐつて世界列國と對抗することになるのである。連盟脱退が時日の問題として日程表に上つて来るのは自然の成行であつた。

五 總會引揚提案

日本は上海事件については、連盟に妥協的態度を示したが、それは滿州問題について強硬方針を変更したことを意味しな

かつた。むしろそれは満州問題で譲らないための反対給付であつた。したがつて、外務本省は、総会においても我が国の行動を束縛するような場合には、我が代表に総会引揚の示唆を与えているのである。すなわち、三月末には、「我方トシテハ投票不参加ノ態度ヲトルコトナク、事態ノ真相ト我立場ヲ卒直且ツ充分ニ説明スルト同時ニ、政治上重大意義ヲ有スル我代表ノ総会引揚ヲ断行シ爾後我方ハ連盟カ正道ニ立戻ルヲ待チツ、自ラ正シト信スル所ニ向テ進ムコト」⁽⁴¹⁾という方針を電訓しているのである。

この総会引揚の指示が連盟にある代表部に到着するや、かかる措置に出ることに対する検討が行われ、その得失を冷静に考へて、長岡大使は総会引揚の如き中途半端な態度をとることは有害無益であることを本省に進言するのである。その要点を抜出してみるならば次の如くである。

「來ル総会ノ形勢如何ニヨリテハ我代表ヲ総会ヨリ引揚ケシムル御決心ナルモ必スシモ連盟ヲ脱退スト云フ御趣旨ニハ非スト解セラレ……此際単ニ総会ヨリ引揚ケルカ如キハ徒ラニ彼等ノ嘲笑ヲ買フニ止マリ其反省ヲ期待シ得サルハ勿論結局欠席裁判ヲ受クルタケニテ輿論ノ心証ハ益々我ニ不利トナリ徒ニ支那側ノ宣伝策動ニ委ス結果トナルヘシ……單ナル総会引揚位ノ中途半端ナル態度ニテハ右形勢ヲ転換セシムル能ハサルヘキノミナラズ……更ニオ、ク、ワ、ド、ナル事態ヲ招來スト思考スルニ付形勢如何ニ依テハ連盟脱退ノ宣言ヲ現代表ニ於テナシ得ル様子メ廟議御決定ノ上総会ニ臨ムコト必要ナルヘシト存セラル……右ノ困難ナル事態ヨリ免レンカタメニハ予メ連盟脱退ノ決意ヲ以テ臨ムヨリ外ニ途ナク脱退ノ場合滿州問題ハ事实上連盟ノ手ヲ離レ穩健ナル意向ヲ有スル大國側ハ右過激分子ノ掣肘ヲ免レ同問題ニ付自由ノ立場ニ置カルヘキ様存セラル、モ連盟ヲ脱退スルモ我方ニ於テ勝手ナル行動ニ出テ得ヘシト云フニアラス⁽⁴²⁾」
〔下略〕

いまや逆に現地の代表部の方から、総会引揚のような一時的姑息措置よりも、むしろ脱退を可とする意見が出て来たのは注目に値する。いわば本省の認識不足に対するレジスタンスないし警告であり、それは背水の陣をひかんとする悲壯な覚悟を示すものといえよう。

この動きに対して、本省側の回訓は、脱退の最終的決意を示しながら、しかもそれをも明示しないという煮え切らないものであつた。すなわちそれは、「寿府宛第一二三号申入ハ連盟ニ於テ帝國ノ生死ニ関スルカ如キ干涉ヲナス場合帝國政府ハ我代表ノ寿府引揚ヲ行フノ止ムヲ得サルニ至ルヘシト云フニ存スル処右寿府引揚ハ連盟脱退ヲ意味スルモノニ非サルモ連盟側ニシテ飽迄我立場ヲ否認スルニ於テハ結局脱退ノ外ナキ次第ナリ」という廻りくどい表現のものであつた。この脱退を意味しない総会引揚げという曖昧な態度は、対外的にもすでに表明されているところであつた。この当時から外務本省は、脱退をほのめかせながら、しかもそれは脱退の意思はないという微妙な表現をとつて居たのである。それは松平大使からサイモン外相に伝えられたものも、かかる形の文章であつた。⁽⁴⁴⁾ その意図は、早く連盟脱退の方針を表明すれば世界世論を刺戟し、その結果がはね返つて我が国論を昂奮させ、かくて内外の空気を険悪化することを案じたことにあつたと思われる。

六 リットン報告書採決をめぐる対立——エピローグ——

すでに軍部専横時代に入つていた当時、リットン報告の如きは陸軍が初めから無視してかかつていたから、この報告書の結論を受けつける筈はなかつたにせよ、この報告書完成を前にして満州国を承認したことは、世界の世論を刺戟した。しかしながら、連盟は審議をリットン報告提出後に譲つたのである。一〇月二日リットン報告書は公表された。同報告は、九月一八日夜の「日本軍の軍事行動は正当なる自衛手段と認むることを得ず」という重要指摘を行い、また「満州現政権は純粹且つ自発的なる独立運動に依りて出現したものと思考するを得ず」と論結して日本の主張を否定したのである。⁽⁴⁵⁾

ここにリットン報告の結論が我が国の基本的立場と対立していたことは明らかである。それが中国の領土主権を認め自治権を満州に設定すべきであるとする点は、満州国承認を以て出発点とする日本の主張との開きは余りに大きかつた。それにも拘らず、その間に全然妥協の余地がなかつたわけではなく、もし日本が名を捨てて実をとれば、リットン報告は必ずしも

日本にとつて不利なものといえなかつたのである⁽⁴⁷⁾。

しかしながら、外務省当局は、この報告に対して強い反対を示し、この報告が委員会に委託された権限を越えて満州問題に対して勧告を行なつたものであるとして、これに対して総会で極力抗争するようジュネーブの代表部に訓電したのである⁽⁴⁸⁾。元來日本は、理事会本位即ち大国を中心にして實際的解決をはかろうとする方針であつたのに、連盟の方はリットン報告の結論を日本が拒否すれば、これを総会に移す方針をとつた。これも日本としては、大国側が小国側に責任転嫁するものとして反対した。この意向は杉村事務局次長を通じてドラモンド総長に伝えられ、それは日本の連盟脱退辞せずとの重大決意ととられたのである⁽⁴⁹⁾。

その当時、すでに日本の脱退が予想された頃であるだけに、連盟も日本に脱退を思い止らせるため協調的態度が考えられ始め、それは杉村・ドラモンド会談で着々進行したのである。事実、一二月に入つて同会談は具体的成果を示し、米ソを加えた和協委員会を設けて、日本の面目と立場を考慮した解決案が出されたのである。それは日本に満州国承認の取消を迫るということ避け、リットン報告を表面上認めることによつて漠然と承認反対の形をとるとかいうところまで、日本に対する歩み寄りが見られたのである⁽⁵⁰⁾。

しかるに、この日本駐在の英国大使も含む和協委員会の設置には、我が連盟代表部も賛意を表する旨上申して来たのに拘らず、政府は米国の干渉を絶対に認めなかつたことが躓きの石となり、⁽⁵¹⁾「米ソ招請方中止セシムル様御努力相成度⁽⁵²⁾」という回訓が送られて、この和協委員会は流産してしまつたのである。

一方、松岡全権は一月二日からリットン報告書審議の理事会が開かれる前に、不用意にも連盟当局に日本の脱退意思を仄めかしていたのである。すなわち、着任後程なくドラモンド議長に、次の如く明言したのである。

(一)日本トシテ満州国ノ存在及是ニ与ヘタル承認ト相容レサル如何ナル考察ニツイテモ賛成スルノ余地ナキコト

(二)斯ル問題ヲ離レテモ連盟ニ於ケル行動及言論カ最早日本ノ Positionト相容レサルモノト感シタル場合ニハ連盟ヨリ退クヘキコトヲ明言シ、要スルニ日本国民ハ滿州問題ニ関シテハ今ヤ其ノ総テヲ賭スル事ヲ辭セサル決心ト用意ト有ス元ヨリ日本国民ハ世界平和ヲ願念スルニ於テ孰レノ国民ニモ一步モ譲ラサルモ如何ナル国民ト雖モ寸毫モ譲リ得ス若クハ到底譲リ得サルモノヲ有ス(後略)

それと共に、松岡は臨時總會でも中国代表と激しい応酬をつづけ、一九人委員会の提案などの歩み寄りに対しても高姿勢をつづけたのみならず、連盟脱退についての請訓を行なっているのである。⁽⁵¹⁾

これに対する本省側の回訓は、比較的穏やかなものであつて、時宜に應じ棄権し、また反対投票を行うことは許しても、「代表部ノ引揚又ハ脱退ノ如キハ我方ニ於テ右ノ如ク反対投票ノ段階ヲ経、其他有ラユル努力ヲ傾倒スルモ而モ尚ホ連盟側カ反省セサルトキニ於テ初メテ問題トナル」⁽⁵²⁾ものであるという趣旨であつた。しかるに松岡全権の方は、「我代表部脱退ノ意向有無照会」というような請訓を本省に送つて逆に脱退に拍車をかけた観があるのである。⁽⁵³⁾しかも、本省のこれに対する回訓は、「要スルニ脱退カ否カハ往電第二四号三ノ如ク報告及勧告内容ヲ慎重ニ検討シタ後ニ決定スヘキモノト存ス而シテ最悪ノ場合政府ニ於テ脱退ノ決意ヲ有スルコト申ス迄モナキ義ナリ」という依然として慎重ないし曖昧なものであつた。

このような状況下に、二月四日には杉村・ドラモンド最終提案が出され、これに対し日本も修正案を出したが、これは一九人委員会の容れるところとならなかつた。二月一四日には、事務局案に基いた報告及勧告が出されたが、もはや双方の歩み寄りも絶望的になり、一六日には我代表部總會引揚反対を具申し、更に一七日には脱退実行方を申進するに至るのである。⁽⁵⁴⁾しかし、愈々二月一七日には、松岡代表のイニシアティブによつて、代表部には異論があつたに拘らず、「脱退のほか途なし」という最後の重要申進がなされたのである。⁽⁵⁵⁾

このような現地からの急電によつて、二月二〇日の閣議は、連盟脱退の方針を確認し、内田外相は首相と共に上奏した。⁽⁵⁶⁾翌二一日には直ちに「對連盟方針閣議決定ノ件」としてジュネーブにある我代表部に伝達されたのである。⁽⁵⁷⁾この基本国策が

決定後は、その発表形式について慎重な配慮がなされた⁽⁶²⁾。かくて、二月二四日、日本代表は総会に臨み、周知の如く四二対一の決定を見、松岡全権は訣別演説を行い、代表団は連盟総会から立去つたのである⁽⁶³⁾。日本の脱退は、列国にとつて今更の如く神秘的な驚きであつた。三月二七日、連盟脱退に関する詔勅が発せられ、脱退通告文も通達されて、正式に日本は国際連盟から脱退することになつたのである。

この連盟脱退の最終段階できわ立つたのは、周知の如く松岡全権であつた。脱退への道ならしをしたのは、直接関係の最高責任者としての外務大臣、アジア局長、情報部長などの外務省幹部であるが、この動きに対しジュネーブから脱退への青信号を出して旗を振つたのは松岡全権であつたのであつて、この旗振りさえなければ、或は脱退の事態は異つた形勢となつたかも知れないのである。当時の内閣も脱退を決し兼ねて居り、重臣西園寺公に對してその可否につき伺いを立てていた状態であつたのである。このとき、西園寺公は、ジュネーブの方からの資料を求められ、それが松岡全権から「脱退のほか途なし」というものであると報告されるや、それならば残念ながらやむを得まいという結論になり、その結果脱退に決したのである⁽⁶⁴⁾。この意味において、連盟脱退に陰陽極めて重大な役割を演じたのは松岡全権であるといつても過言ではない。かくて、日本は連盟から脱退した。しかし日本は連盟から脱退しても世界から脱退し得たわけではなかつた⁽⁶⁵⁾。世界史の審判は、太平洋戦争における日本の敗北を通じ、その試練を経て日本を連盟の後身たる国際連合に戻らせたのである。

(追記) 満州事変当時、国際連盟帝国事務局長としてジュネーブに在動していた沢田節藏元大使は、芳沢謙吉、長岡春一、佐藤尚武、松岡洋右の諸代表の下において、事件発生から脱退にいたるまでの全期間にわたり、代表を補佐する重任に當つて、連盟における日本文交をつぶさに体験せられ、その貴重な体験談を筆者にもらされた。本稿の構想は、同氏の御所見により示唆を受けること少くなかつた。いわば連盟脱退の内幕を蔭で采配を振られた同氏から伺うことが出来たのが刺戟となつて本稿は成つたのである。ここに沢田節藏氏に直接懇切な御高示を与えられたことを心より御礼申上げたいと思う。なお、外務省百年史室の栗原健博士には、関係資料を閲覧する機会を与えられたことに對し深謝する次第である。

- (1) 当時連盟において日本がいかに不人気であつたかを如実に知る沢田大使の言によれば、日本は連盟内において被告として告発問責されるという程度のものでなく、不戦条約に違反して、小国支那をいじめる侵略国日本に対しては、ジュネーブあげて憎惡・非難の眼を向け、白眼視どころか、日本人は「非道畜生視」され、信用できない「マルシャンダージ」という綽名までつけられた由である。
- (2) 佐藤尚武氏は、満州事変当時の日本代表芳沢謙吉氏が外相に転じた後も、上海事変の当時日本代表の地位にあつて、「國際世論の非難を一身に集めて悪戦苦闘せざるをえない」ことになり、「文字通り國際世論に打ちのめされた形であつた。」「私はこのときほど苦んだことは、およそ三十年の外務省生活の間に二度と経験したことはなかつた」と述懐されている。佐藤尚武 回顧八十年 二七三頁。
- (3) 芳沢謙吉自伝 昭和三十九年 一一八・一一九頁。
- (4) 中国側文書は、すべて九月一八日夜北大營が攻撃された事実から出發して居り、鉄道爆破には全くふれていないのは、柳条溝事件が日本軍の手に成る虚構であることを裏書している。この歴然たる明証の下に中国は日本非難を開始したのである。なお、中国理事は、事務総長に対して、「日本政府へ広大ナル支那領土ノ占領ヲ以テ自衛手段ナリト主張スルモ支那軍カ日本軍ヲ攻撃シタル事実ナキヲ以テ自衛手段ナリト主張スル理山ナキノミナラズ、日本側ハコノ点ニ関シ連盟側ノ公平ナル調査ヲ拒否シタルヲ以テ世界ノ与論ハ恐ラクスル日本ノ主張ヲ是認セサルヘシ」(在寿府連盟代表發一一月八日到着來電第一九二号による)と述べている。
- (5) 在巴里沢田局長發昭和六年一月四日到着來電第二二二号「有田公使ノ意見具申」より引用。
- (6) 芳沢謙吉 外交六十年 一一〇頁。
- (7) 原田熊雄 西園寺公と政局 第三卷 一二頁。
- (8) 連盟脱退決定後、芳沢謙吉氏は、「日本としては好んで連盟を脱退する訳ではなく、満州国に関する日本の見方と連盟の見方と氷炭相容れざるものがある故に、已むを得ず茲に至つたものである」と述べている(外交時報 昭和八年四月陽春倍大号 二九二頁)。
- (9) 守島伍郎 満州事変の思い出(八) 霞関会会報昭和四二年四月号 七頁。
- (10) 伝記 幣原喜重郎 四八三頁によれば、大臣訓電に重要事項を白鳥部長が独断で書き入れたとあることは、それを示す一例である。
- (11) 当時情報部第二課長たりし筒井潔氏は、この間の事情をよく知つて居られるが、本稿においても同氏の御教示によるところ少なくない。
- (12) 当時の國際連盟帝國事務局長沢田節蔵氏は、この重大電報發進に際し当事者として松岡全權に対し敢然反對された由であるが、この一件は松岡独走を物語る証左とされるであらう。
- (13) この積極的連盟脱退論の筆頭は、白鳥敏夫情報部長であるといえるであらうが、同氏は英米が「日本を駆つて連盟の脱退まで追い込」んだといういい方はするけれども、しかし根本的には、「世界は日本に対して全く無実の罪を着せてきた。即ち資本的帝國主義の西洋が了解する意味に於ての侵略を以て日本を責めるのであるが、そんな觀念は東洋の哲学には存在しないのである」という考えである以上、積極的に國際連盟脱退を唱道した者であるといつて差支えない。白鳥敏夫 國際日本の地位 昭和十四年 二四〇頁。

この情報部長の下に活躍した佐藤忠雄第三課長は、「連盟脱退の絶対必要性」を力説して、「若し本年二月の連盟総会の勧告に屈伏せんか帝國の威信は丸潰れとなり第三流國に成下るは勿論、滿州國は動搖し忽ちにして瓦し去るは火を見るより明なり且多数の戦士をして犬死たらしめ巨億の軍備は徒費に終らしめんとするか」という脱退理由をあげている。佐藤忠雄 日本外交論 九一頁。なお、同氏の連盟論は注目に値する。すなわち、連盟は國際主義を表看板とするも、その実國家主義の競技場であり、一言にしていえば「連盟は國際主義の法衣を以て國家主義の鎧を包み隠している幾多の清盛の集合体に外ならぬ」し、それは「美装せる虎狼」の群像で、「連盟は平和機關なり」といつても結局「現状維持機關の別名に外ならず、現状維持を有利とする若干國家の自己保存機關に過ぎない」のであるのに、「正直なる日本、否な愚直なる日本は連盟の掲ぐる金看板に憧憬して（中略）何等怪しむ色もなく連盟に加入した」が、今や問題は日本自國のものとなつたから、「その結果は正面衝突になり、絶縁となり脱退の運命となつた」。このように日本と連盟との關係を本質的に考察し検討するとき、「日本が連盟に加入したことが抑々過誤ではなかつたかを疑い、連盟脱退は永統的であらねばならぬ」と結んで、「連盟脱退は寧ろ本質的なり」と論じているので、それはまさに積極的脱退論の典型であるといふべきである（外交時報 昭和八年陽春倍大号 三〇四・三〇六頁）。

(14) 寿府三全権発九月二十六日到着来電第九三号によれば、「日本側ノ淡白ナル態度ニ比シ中国側ニ依然日本ト直接交渉ヲ拒否シ終始連盟ノ干渉ニ訴ヘテ強テ争ヲ求ムルカ如キ態度ヲ持シタル様見受ケラレ一般ノ氣受ケ宜シカラス本日ノ理事会ニテハ帝國政府ノ面目ヲ傷クルコトナク寧ロ支那側ヲ抑ヘ充分我ニ有利ナル狀況ニ於テ終了セシメ得タルニ付テハ帝國政府モ此好機會ヲ利用シ成可ク速カニ理事会ノ討議ヲ終了スル様措置スルノ機宜ニ適スルト存セラル」とある。

(15) 在寿府沢田局長宛一〇月一五日電第九七号。伊藤述史 連盟調査団と前後して 一九頁。

(16) 在寿府沢田局長宛一〇月一一日到着来電第一四四号（極秘）の中には、「連盟脱退ノコトタル各般ノ狀勢ニ鑑ミ頗ル慎重ナル考慮ヲ要スル次第ニシテ輕々シク決定スヘキ儀ナラスト存ス仮令連盟ヲ脱退シタリトスルモ或ハ九國條約又ハ不戰條約ヲ基礎トスル國際會議ヲ召集シテ事件ヲ処理セントスル議モ出テ来ルコトモアリ得ヘク、本邦トシテハ世界一般輿論ヲ無視シテ行動スルコト到底ナシ得ル儀ニアラス」という一文あり、明らかに本省側から脱退論が抬頭して来たことを示しているのである。

(17) 在寿府沢田局長宛一〇月一八日電第一一一号は、「若シ連盟側カ将来他ノ問題ニ付テモ今回ノ如ク圧迫的態度ヲ以テ我方に臨ムニ於テハ、我方トシテハ滿州問題ハ勿論、遂ニハ帝國ノ對連盟關係全般ニ亘リ態度ヲ決セサル得サル如キ事態モ發生スルコトナキヲ保セス」と申渡り、明らかに脱退を匂わせる節が見えている。ただ日本政府の態度がかつての連盟順応主義とは色合を異にして、独善的高姿勢に変わり、一〇月二〇日電第一三七号の如く、「連盟ノ輕拳ヲ戒ムルノ件」なる電訓を送つて注意を要するところである。

(18) 在寿府沢田局長宛一〇月一七日電第一七八号。

(19) 在巴里沢田局長宛十一月一八日電第一五五三号。

(20) 佐藤尚武 回顧八十年 二二五頁。

- (21) 在寿府沢田局長発一〇月二一日到着来電第一九六号。
- (22) 在寿府沢田局長発一〇月二一日發来電第五七号。
- (23) 在寿府沢田局長発一〇月二一日到着来電二一七号。(大至急極秘)
- (24) 在巴里沢田局長発一〇月二四日到着来電第二二号。
- (25) 在巴里沢田局長発一〇月二四日到着来電第三三〇号。
- (26) 在支重光公使發一〇月一九日到着来電第一一六二号。
- (27) 在奉天林總領事發一〇月二九日来電第一四〇号。
- (28) 在伊吉田大使發一〇月一〇日到着来電第一四三三号。
- (29) 緒方貞子 滿州事變と政策形成過程 昭和四一年 一九八頁。
- (30) 佐藤尚武 回顧八十年 二七三頁。
- (31) 在寿府沢田局長發二月二〇日到着来電第一一七号。(至急極秘)
- (32) 佐藤尚武 回顧八十年 二七三頁。
- (33) 在伊吉田大使發二月二九日到着来電第四三三号。
- (34) 在伊吉田大使發四月二二日到着来電第五九号。
- (35) 在寿府沢田局長發三月二日到着来電第一九〇号「松岡氏ノ談話ニ関スル支那理事の通牒」。
- (36) 在寿府沢田局長發三月一五日到着来電第二八〇号。
- (37) 在寿府沢田局長發三月二〇日發別電第一二五号。
- (38) 在寿府沢田局長發七月一一日到着来電第五三七号。
- (39) 守島伍郎 前掲滿州事變の思い出(八)によれば、「外相就任直後七月一二日リットン委員会の人達と大臣室で会見された時、私も同席したが、内田さんの応待はケンもホロホロという態度であつた」のである。
- (40) 日本外交文書並ニ主要文書 下二〇六頁によれば「(前略)連盟側カ：依然トシテ反省スル所ナキノミナラス更ニ進ンテ帝國滿蒙経略ノ根本ヲ覆ン我カ國運ヲ將來ヲ脅威スルノ虞アル現実的庄迫ヲ加ヘムトスルカ如キ情勢ニ立至ル場合ニ於テハ帝國ハ最早連盟ニ留ルコトヲ得サル次第(以下略)」とある。
- (41) 在寿府沢田局長發三月二八日發往電第一二三三号。
- (42) 在巴里長岡大使發四月八日到着来電第二二七号。
- (43) 在英沢田(廉三)代理大使發四月二二日發暗第五一一号至急。

(44) 在英沢田代理大使発二〇日到着第一九三号電文には次の如き英文が示されて居る。While prepared to cooperate with the execution of the resolution of the Council of the League of Nations of September 30 and December 10, 1931, the Japanese Government would not be obliged to withdraw their delegates from Geneva if the Assembly were to attempt to impose additional resolutions on Japanese Action and Manchuria, though they do not intend to withdraw from membership of the League

(45) 日支紛争に関する国際連盟調査委員会の報告(外務省仮訳) 一五二頁。

(46) 同右二〇八頁。

(47) 在公粟山代理大使発一〇月二一日到着来電第七四八号によれば、日本外務省顧問たりし「レイ」博士は、「報告書ハ全体トシテハ決して日本ニ不利ナラサルヲ以テ之ヲ有利ニ利用スルヲ以テ得策トス」と概評したとある。

(48) 在巴里沢田局長宛一〇月二一日発往電暗第一〇三号極秘「帝國代表ニ対スル訓令」によれば「我方ノ努力ニ拘ラス連盟カ(イ)帝國ヲ以テ侵略國又ハ規約違反國ト断定セムトスル場合、(ロ)或ハ右断定ヲ前提トシテ他ノ決議ヲナサムトスル場合、(ハ)又ハ日滿議定書ノ效力ヲ左右シ又ハ之カ運用ヲ拘束スルカ如キ決議ヲナサムトスル場合、(ニ)ソノ他本年三月一日ノ臨時總會決議ノ抽象的趣旨以上ニ出テ尙モ前記根本方針ヲ實質的ニ制限スルカ如キ決議ヲナサムトスル場合ニハ、我方ニ於テハ極力之ト抗争スルト共ニ、連盟側ヲシテ翻意セシムル様有ラヌル努力ヲナスモノトス」というものであつた。

(49) 在寿府沢田局長発一二月二九日到着来電第六三五号。

(50) 在寿府連盟代表発一二月二三日到着来電第一二〇号。

(51) 杉村陽太郎 国際外交録 六一・六二頁。

(52) 在寿府連盟代表宛一二月二五日發往電第四一四号。

(53) 在寿府連盟代表發一二月二〇日到着来電第二五号。

(54) 在寿府連盟代表發一二月二六日到着来電第一四三三号。「決議案ニ対スル我代表部修正案」ニ於テ、「本決議案ニ対スル措置ニツイテ」決議案ニ対スル修正ヲ先方ニ申入レテハ如何ト存ス(中略)。「(一)先方ニ於テ全部又ハ主要部分ニ対シ用意スルニ於テハ、總會ニ於テ本案ニ『アプステーション』スルモ、(二)万一主要部分ノ修正ニ応セサル場合ニ於テハ、適當方トシテハ反対投票ヲナスカ、直ニ脱退ノ宣言ヲナスノ外ナシト存ス(単ニニコノ際代表部ヲ引揚クル策ノ如キハ甚タ面白カラスト思考ス) 右ニ関シ回訓ヲ請フ」という積極的な意思表示をなしている。

(55) 在寿府連盟代表宛一二月一七日發往電第四九号。

(56) 在寿府連盟代表發一二月二日到着来電第七九号。

(57) 在寿府連盟代表宛一二月二日發電暗二九〇号大至急。

(58) 在寿府連盟代表發一二月一六日到着来電第一二八号。「(前略) 愈々總會ニ於テ右報告案採択セラレントスル場合我方トシテ単ニ代表部引揚ノ

如キ姑息ノ手段ハコノ際断ジテ執ルヘキニ非スト確信ス 尚代表部丈引揚ケタル場合之ヲ引留メ若シクハ近キ将来ニ於テ復帰ヲ促ス者出ツヘン等トハ思モ寄ラス 又場合ハ聊カ異ルモ「ヴェルサイユ」講和會議ノ際伊國代表部引揚ノ醜態ヲ御記憶ナラハ思半ニ過クルモノアラン右申上クル迄モ無キ議トハ存スルモ政府ト代表等トノ間ニ愈々ノ場合万一ノ行違ニテモ生シテハトノ老婆心ヨリ卑見重ネテコノ機会ニ為念電禀ス」といふ決然たるものであつた。

(59) 在寿府代表発二月一七日到着来電第一三五号(大至急極秘)には、「(前略) 事故ニ至リタル以上何等遲疑スル処無ク断然脱退ノ処置ヲ執ルニ非ス」バ徒ニ外間ノ嘲笑ヲ招クニ過キズト確信ス」とある。

(60) 原田熊雄 西園寺公と政局 第三卷 二八頁。

(61) 昭和八年二月二日発電第四四七号極秘。「今般連盟側ノ提示シ來レル報告書案ハ帝國對滿方針ト相容レサル所述並ニ勸告ヲナシオル処我方ハ飽迄既定ノ方針ヲ遂行セサルヲ得ス 從テ總會ニ於テ該報告案ヲ採択シタル上ハ帝國政府トシテハ連盟脱退ノ方針ヲ定メ憲法上ノ手續ヲ執ルノ必要アルニ付差当リ報告書採決ノ際ハ帝國代表ヲシテ之ニ反對投票ヲナスト共ニ我方ノ毅然タル立場ヲ闡明スル適當ノ声明ヲナシタル上即時總會ヨリ引揚ケシムヘン(後略)」。

(62) 在寿府連盟代表宛二月二日發電第六二号には「連盟脱退ハ秘密院ニ御諮詢ノ上御決定相成ル次第ナル処右御決定前政府ニ於テ脱退又ハ明ニ脱退ト解セラル、趣旨ヲ表明スルカ如キコトアラハ国内問題ヲ惹起スル虞アルニ付貴方ニオケル演説等ニ於テ前記ノ如キコトナキ様特ニ御留意相成度(以下略)」とあり、事実、別電第六三号によつて英文まで指示している。その要点は、脱退の言葉を使うのを避けて、*“They are obliged to realize that they have gone to the very limit in their efforts to cooperate with the League of Nations in regard to the Sino-Japanese differences”* (日支紛争ニ関シ連盟ト協力シ得ル限度ニ達シタルモノト認メルモノナリ) という表現を使つてゐる。

(63) 在寿府代表発二月二五日到着来電第一五六号「二四日總會經過」。

(64) この点については、沢田大使が連盟脱退後帰朝して、当初より本件を主管していた谷正之アジア局長と面談の際、谷局長は、「我國の連盟脱退には最終段階において政府部内で議論分れ決定し兼ねたので、西園寺公の秘書原田熊雄を通じて同公の意見を伺わせた処、公は即断出来ず熟考の後、本件につきジュネーブの我が代表部より何か具申があつたか尋ねられた。そこで原田は携帶していた松岡全權よりの極めて短い脱退勸告の最後電報を出した処、西園寺公は然る上は脱退の外なかるべしとせられ、これにより、政府も遂に脱退の決意をした」旨内話した由である。なお右については、原田熊雄 前掲第三卷 二七頁参照。

(65) 林毅陸 弘堂講話集 五〇〇頁。